

## 助成対象外費用について

以下の項目に該当する活動や費用は、助成対象となりません。

項目		補足説明
活 動	個人的活動	
	営利を目的とする収益活動	
	地域おこしを目的とする活動	
	飲食や物品販売を中心とする活動	
	効果が団体構成員にとどまる活動	申請団体の構成員のみでの活動は対象外。
	県・市町村など行政が主催・主導する活動	
費 用	賞金・賞品費用	
	練習・合宿費用、全国大会等への出張費用	公演直前のリハーサルの会場使用料は助成対象。 公演に向けた練習や打合せの会場使用料は対象外。
	施設の整備や備品等の購入費用	団体の備品となるものの費用は対象外（例：楽譜、助成対象の活動後も使用可能なスポーツ用品、検温器など）。 助成対象の活動により消耗するものの費用は対象（例：助成対象の活動後は同様の使用が不可能となるスポーツ用品、消毒液など）。
	団体の活動の記録費用、映像配信費用	
	懇親会・打ち上げ等の飲食費用	
	団体構成員への支払い費用	申請団体の代表者や連絡担当者など、構成員の収益となる支払（例：謝金など）は対象外。
	団体の維持、運営そのものにかかる経費	
その他	前年度助成実績のある活動および団体（含む辞退）	